

第 8 号議案

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長岡京市条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の条例で定める事務の廃止及び利用することができる特定個人情報を追加するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長岡京市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
【略】			【略】		
市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断の実施に関する事務であって規則で定めるもの		市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		【略】		
【略】			【略】		
市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
【略】			市長	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付に関する事務	
【略】			【略】		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
【略】			【略】		
市長	障がい者（児）等の福祉の増進を図ることを目的とする援護に	障害者手帳情報のうち障がい種別・等級の情報、医療保険給付開	市長	障がい者（児）等の福祉の増進を図ることを目的とする援護に	障害者手帳情報のうち障がい種別・等級の情報、医療保険給付開

改正後	改正前
<p>関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>係情報のうち資格に関する情報、介護保険給付等関係情報（法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。）のうち資格に関する情報、障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）のうち地方税の賦課に関する情報、年金給付関係情報（法別表第2に規定する年金給付関係情報をいう。以下同じ。）のうち障害基礎年金の受給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報（法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（法別表第2に</p>	<p>関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>係情報のうち資格に関する情報、介護保険給付等関係情報（法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。）のうち資格に関する情報、障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）のうち地方税の賦課に関する情報、年金給付関係情報（法別表第2に規定する年金給付関係情報をいう。以下同じ。）のうち障害基礎年金の受給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報（法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）又は生活保護関係情報（法別表第2に</p>

改正後		改正前	
		規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。)又は生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。)であって規則で定めるもの
市長	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律により実施する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、障害者手帳情報のうち障がい種別・等級の情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報	市長 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律により実施する事務であって規則で定めるもの
市長	障がい者(児)等の災害時における支援又は緊急時における保護に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、障害者手帳情報のうち障がい種別・等級の情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	市長 障がい者(児)等の災害時における支援又は緊急時における保護に関する事務であって規則で定めるもの
【略】		【略】	

改正後			改正前		
市長	生活保護法による保護の決定又は実施に関する事務	保護の決定又は実施に関する障害者関係情報、障害者手帳情報又は長岡京市障がい者自立支援医療特別対策事業の実施に関する規則(平成20年長岡京市規則第1号)による自立支援医療費に関する情報	市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定又は実施に関する事務	保護の決定又は実施に関する障害者関係情報、障害者手帳情報又は長岡京市障がい者自立支援医療特別対策事業の実施に関する規則(平成20年長岡京市規則第1号)による自立支援医療費に関する情報
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報(法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。)、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報(法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。)であって規則で定めるもの			
市長	生活保護受給者への支援を目的とする費用の免除に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報	市長	生活保護受給者への支援を目的とする費用の免除に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報

改正後			改正前		
市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務	介護保険給付等関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報	市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務	介護保険給付等関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報又は生活保護関係情報
市長	長岡京市営住宅等の設置及び管理に関する条例に規定するその他の市営住宅の管理に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報	市長	長岡京市営住宅等の設置及び管理に関する条例に規定するその他の市営住宅の管理に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報
市長	長岡京市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例に規定する小集落改良住宅の管理に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報	市長	長岡京市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例に規定する小集落改良住宅の管理に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報
市長	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、年金給付関係情報のうち障害基礎年金の受給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	市長	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、年金給付関係情報のうち障害基礎年金の受給に関する情報、児童扶養手当関係情報（法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当関係情報又は生活保

改正後			改正前		
					護関係情報であ って規則で定め るもの
			市長	私立幼稚園等就 園奨励費補助金 の交付に関する 事務	地方税関係情報 のうち地方税の 賦課に関する情 報、生活保護関 係情報、障害者 手帳情報のうち 障がい種別・等 級の情報、障害 者関係情報、年 金給付関係情報 のうち障害基礎 年金の受給に関 する情報、児童 扶養手当関係情 報又は特別児童 扶養手当関係情 報
教育委員 会	学校保健安全法 (昭和33年法 律第56号)に 規定する援助の 対象となる者の 認定に関する事 務	援助認定に必要 な地方税関係情 報、生活保護関 係情報又は外国 人生活保護関係 情報	教育委員 会	学校保健安全法 (昭和33年法 律第56号)に 規定する援助の 対象となる者の 認定に関する事 務	援助認定に必要 な地方税関係情 報又は生活保護 関係情報
教育委員 会	特別支援学校へ の就学奨励に関 する法律による 特別支援学校へ の就学のため必 要な経費の支弁 に準じて実施す る特別支援学級 への就学等のた め必要な経費の 支弁に関する事 務であって規則	支弁に必要な地 方税関係情報、 生活保護関係情 報又は外国人生 活保護関係情報	教育委員 会	特別支援学校へ の就学奨励に関 する法律による 特別支援学校へ の就学のため必 要な経費の支弁 に準じて実施す る特別支援学級 への就学等のた め必要な経費の 支弁に関する事 務であって規則	支弁に必要な地 方税関係情報又 は生活保護関係 情報

改正後			改正前		
	で定めるもの			で定めるもの	
教育委員会	学校教育法その他関係法令に基づく就学管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	教育委員会	学校教育法その他関係法令に基づく就学管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法に規定する援助の対象となる者の認定に関する事務	市長	援助認定に必要な地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報
教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	支弁に必要な地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報
教育委員会	学校教育法その他関係法令に基づく就学管理に関する	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法に規定する援助の対象となる者の認定に関する事務	市長	援助認定に必要な地方税関係情報又は生活保護関係情報
教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	支弁に必要な地方税関係情報又は生活保護関係情報
教育委員会	学校教育法その他関係法令に基づく就学管理に関する	市長	地方税関係情報又は生活保護関係情報

改正後			改正前		
	事務であって規則で定めるもの	又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		事務であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。